



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会社名 株式会社 ニコン  
代表者名 取締役社長 牛田 一雄  
(コード番号 7731 東証第一部)  
問合せ先 経営戦略本部広報・IR 部長 豊田 陽介  
(電話番号 03-6433-3741)

### 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 28 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 152 期定時株主総会での承認を条件として監査等委員会設置会社に移行すること、および「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「代表取締役の異動および監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社では、従来から、コーポレートガバナンスを経営上の重要な課題と捉えて必要な体制の強化に努めてまいりましたが、「日本版スチュワードシップ・コード」、「コーポレートガバナンス・コード」導入等を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を達成し、株主の皆様に対する責務をより一層果たすためには、経営のさらなる効率化と透明性の向上、業務執行の監督機能の一層の強化が重要であると認識しております。

このような状況に鑑み、権限委譲による執行責任の明確化・意思決定の迅速化と、取締役会の監督機能強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 152 期定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

## 2. 定款一部変更

### (1) 変更の理由

- ① 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行するために定款に所要の変更を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、社外取締役に限らず、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となりましたので、取締役として有能な人材を登用し、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款を変更するものであります。

### (2) 変更の内容

別紙のとおりであります。

### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

以 上

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社に<u>取締役15名以内を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p> <p>3. &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)は15名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により必要に応じ、取締役会長及び取締役社長各1名、<u>取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p> <p>3. &lt;条文省略&gt;</p> <p>第24条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会招集の通知は、各取締役に對し会日より3日前<u>まで</u>に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により必要に応じ、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長及び取締役社長各1名を置くことができる。</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第24条 &lt;現行どおり&gt;</p> |
| <p>&lt;新設&gt;</p>  | <p>(取締役への委任)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>  |
| <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「<u>報酬等</u>」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>   | <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議をもってこれを定める。</p>   |
| <p>(取締役の責任減免)</p> <p>第26条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>   | <p>(取締役の責任減免)</p> <p>第27条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>   |
| <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>  | <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>   |
| <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>  | <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員である取締役に對し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</u></p>  |

| 現行定款  | 変更案                                       |
|---|---|
| <p>(監査役の員数)<br/>第27条 当会社に監査役5名以内を置く。</p>  | <p>&lt;削除&gt;</p>                         |
| <p>(監査役の選任)<br/>第28条 監査役は、株主総会でこれを選任する。<br/>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。</p>  | <p>&lt;削除&gt;<br/>&lt;削除&gt;</p>          |
| <p>(監査役の任期)<br/>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>                                       | <p>&lt;削除&gt;<br/>&lt;削除&gt;</p>          |
| <p>(監査役会の招集)<br/>第30条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>   | <p>&lt;削除&gt;</p>                         |
| <p>(常勤監査役)<br/>第31条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>   | <p>&lt;削除&gt;</p>                         |
| <p>(監査役の報酬等)<br/>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>   | <p>&lt;削除&gt;</p>                         |
| <p>(監査役の責任減免)<br/>第33条 当社は、会社法第423条第1項に定める監査役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。<br/>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める監査役の責任について、会社法第425条第1号各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> | <p>&lt;削除&gt;<br/>&lt;削除&gt;</p>          |
| <p>第6章 計算<br/>第34条～第37条 &lt;条文省略&gt;</p>  | <p>第6章 計算<br/>第30条～第33条 &lt;現行どおり&gt;</p> |

| 現行定款              | 変更案   |
|-------------------|---|
| <p>&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>(監査役の責任減免に関する経過措置)</p> <p><u>当社は、平成 28 年 6 月開催の第 152 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項に定める責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</u></p> |